

藤枝市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市（以下「市」という。）が学生に対して市における就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図り、もって開かれた市政の推進のために行うインターンシップ（学生の職場体験研修をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生とする。

(受入期間)

第3条 受入期間は、1月を超えない範囲内で、市長が必要であると認める期間とする。

(実施計画)

第4条 市長は、毎年度、インターンシップとして学生を受け入れることのできる部署、研修可能期間、人数及びその研修内容等を明らかにしたインターンシップ実施計画を作成し、これを公表するものとする。

(受入手続)

第5条 前条の実施計画に添ったインターンシップを希望する大学等は、受入れを希望する部署と研修実施期間等を調整した後、市長に対して、別に定める日までに藤枝市インターンシップ申込書兼承諾書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生（以下「研修生」という。）の受入れの可否を決定し、藤枝市インターンシップ受入可否決定通知書（第2号様式）により大学等に通知するものとする。

3 市は、受入れの内容、条件等に関し、大学等から特に要望があるときは、これを確認する覚書を締結することができる。

(研修生の身分及び報酬等)

第6条 市は、研修生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

2 市は、インターンシップに係る報酬等についてこれを支給しない。

(服務)

第7条 研修生は、研修に専念し、法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、市の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 研修生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 研修生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。研修期間終了後も、また同様とする。

4 研修生は、前各項の規定を遵守するため、市に対して誓約書（第3号様式）を事前に提出しなければならない。

（研修費用）

第8条 市は、研修に要する費用を徴収しない。

（事故責任等）

第9条 大学等及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 大学等及び研修生は、前項の規定により傷害保険及び損害賠償険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを藤枝市インターンシップ受入可否決定通知書（第2号様式）に定める日までに市長に提出しなければならない。

3 研修生が第三者（市職員を含む。以下この項において同じ。）に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者及び実習生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

（研修の中止）

第10条 市は、研修生が、第7条第1項から第3項までの規定に違反した場合及び市の業務に支障を来たすと認めた場合には、直ちに研修を中止することができる。この場合において、市は、研修生及び大学等にその旨を通知するものとする。

（報告）

第11条 研修生は、インターンシップ終了後、速やかに、藤枝市インターンシップ体験報告書（第4号様式）又は大学等において定められたこれに準ずる報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（適用除外）

第12条 この要綱は、資格取得のために行う学生の実地研修で、市長が認めるものについては、適用しない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項

は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年度のインターンシップから適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

藤枝市インターンシップ申込書兼承諾書

藤枝市インターンシップ実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、次の通りインターンシップを申し込みます。申込みにあたっては、インターンシップが同要綱に従い行われることについて承諾します。また、学生の故意又は過失により市に損害を与えた場合には、連帯して賠償の責を負います。

申込者（大学等記入欄）

大学等名称	大学等名称		
代表者職氏名	代表者職氏名		
担当部署			
担当者氏名			
連絡先	電話番号		
	FAX 番号		
	e-mail アドレス		
	所在地	〒（ - ）	

（学生記入欄）

ふりがな		性別	生 年 月 日	写真貼付 縦4cm×横3cm 正面・上半身・ 脱帽で申込み 前3ヵ月以内 に撮影のもの
氏 名			年 月 日	
学部学科 学 年				
現 住 所	〒（ - ）			
研修中の住所	〒（ - ）			
連絡先	電話番号			
	e-mailアドレス			
研修希望部署				
研修希望日程				
希望理由				

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 氏 名

藤枝市インターンシップ受入可否決定通知書

年 月 日付で申込みいただいたインターンシップの受入れの可否につきましては、藤枝市インターンシップ実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 学生氏名

2 受入れの可否 可 ・ 否
【否の場合、その理由】

3 受入内容等

4 事務手続

年 月 日までに以下の書類を提出してください。

ア 誓約書 1部

イ 傷害保険及び損害賠償保険の加入を証明する書類の写し 1部

誓 約 書

（宛先）藤枝市長

私は、貴市におけるインターンシップの実施に当たっては、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 研修期間中は、研修に専念し、法令（貴市の条例、規則等を含む。）及び藤枝市インターンシップ実施要綱に従い、かつ、貴市職員の指揮及び監督に従います。
- 2 研修期間中は、貴市の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為を行いません。
- 3 研修で知り得た秘密を、研修期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らしません。
- 4 市民に不快感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮します。

年 月 日

学 校 名

氏 名

（自署または記名押印）

年 月 日

藤枝市インターンシップ体験報告書

学 校 名	学部学科名	氏 名
受入部署	研修期間	
【研修内容】		
【研修を通して感じたこと・学んだこと】		
【インターンシップに対する意見・要望】		